



**Strategic International Cooperative Program (SICP)-Joint Research Type  
Japanese (JST) – EU (EC DG RTD) Coordinated Research  
”Superconductivity”  
Call for Proposals to be submitted by 17, November, 2010**

**I. General Description**

I-1. New Scheme for Coordinated Funding of Japanese-EU Research Cooperation

Based on the Exchange of Letters, JST and EC DG RTD have agreed to establish a new scheme for coordinated funding of Japanese-EU coordinated research projects. After consultations between JST and EC DG RTD, “Superconductivity” has been selected as the field of research for which the coordinated funding scheme will be applied to.

I-2. Aim of Program and Research Field

Research is needed to improve our fundamental understanding of the basic mechanisms responsible for superconductivity, which are still under debate for many materials. Moreover, the recent discoveries of novel superconducting materials, including MgB<sub>2</sub> and several families of iron-based superconductors make it more urgent to explore their potential for applications with significant socio-economic benefits, such as the likely gain in energy efficiency.

Projects are called for to investigate the fundamental properties of novel superconducting materials, with focus on their synthesis, structural and/or physical characterisation, mechanisms and theoretical modelling in combination with experimental validation. Successful projects should foresee the recruitment of researchers in the early stages of their career. This call targets a balanced participation from EU and Japanese organisations. In order to assure genuine EU-Japanese cooperation, it is important that the proposed research plan properly includes integrated and coordinated research activities between the EU and Japan. The establishment of a close collaboration between European and Japanese partners is mandatory to a level that proposals not including such collaboration will be considered ineligible.

**Expected impact:** (i) More robust European – Japanese research cooperation, and/or (ii) Improved understanding of superconductivity in general and of novel superconducting materials in particular, and/or (iii) Successful coordinated research,

activities, publications, and contributions to scientific events, and/or (iv) More intensive exchange and training of researchers, and/or (iv) Improved performance of industrial products in the longer term.

Each project will be funded for a period of three years.

### I-3. Definition of terms

Terms in this guideline are defined as follows,

- Coordinated research project: a project which is composed of one Japanese research team and one EU research team.
- Team: Japanese or EU research team which can be composed of several research groups.
- Team leader: a researcher who will act as the leader (principal investigator) of the research team of Japan/EU.
- Group: Japanese or EU research group which constitutes the above team.
- Group leader: a researcher who will act as the leader of the above group.

### I-4. Prospective Applicants

JST and EC DG RTD invite Japanese and EU researchers to submit proposals for coordinated research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill respective national eligibility rules for a research grant application. An important criterion of the proposed coordinated research is that it should have a goal that cannot be achieved by either single side of the coordinated research project.

Researchers from the industry may participate in the coordinated research project.

### I-5. Financial Support

JST and EC DG RTD plan to support coordinated research projects including necessary activities and expenses described below.

JST supports expenses for Japanese Team, and EC DG RTD supports expenses for EU Team.

It is envisioned to fund about 3 coordinated research projects from this call.

## **II. Support by JST/EC DG RTD**

### II-1. Budget for the Coordinated Research Project





The Japanese and EU applicants shall write a common application that shall be handed in both to JST and EC DG RTD in parallel by the research team leader of both sides. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, a Japanese version of the application is also required.

1. The researchers involved in the coordinated research project submit a common application to JST and EC DG RTD. This should outline the research plan (about 10 pages) in accordance with the questions set out in section III.3 below and include a summary (about 1 to 2 pages) for each of the proposed individual groups, a biographical sketch of the team leaders (their CV and a list of publications in the last 5 years, specifying publications relevant to the project), and a cost estimate. The application will be jointly reviewed by an evaluation committee of scientists as to be agreed upon between JST and EC DG RTD.
2. The following questions apply to the Research Team as a whole:
  - a) What is the specific relevance of the coordinated research project and what are the objectives? Is the collaboration based on an innovative and coherent concept? Can the stated objectives only be achieved through the proposed cooperation? Do you intend to involve all of the relevant disciplines necessary to work on the topic?
  - b) What are the specific areas of qualification of the participating scientists/working groups with regard to the project? What preliminary work has contributed towards this? What is the specific added value of this bilateral cooperation?
  - c) What are the expected benefits of working with the participating scientists? How is the collaboration structured? Are the locations proposed justified and appropriate in terms of establishing a research priority?
  - d) How is the project expected to help strengthen research cooperation between EU and Japan over the longer term?
  - e) How do you plan to integrate and promote young researchers?
  - f) What key results do you expect in the short to medium term? What



The following general evaluation criteria will apply to each proposed project:

1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the proposed activities shall be supported by the applicants' institutions utilizing their resources available.

2) Capability of Research Leaders (one on each side)

The research leaders shall have the insight or experience necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

3) Appropriateness of Plan

The plan shall incorporate an appropriate system for implementing the activity and be realistic in relation to the project budget.

4) Effect of the Activities

The proposed activities can be expected to achieve the following, through the cooperation with researchers in the counterpart country:

- Opening up of a new field or new advances in science and technology through the creation of new scientific knowledge in an existing research field.
- Having a strong impact on science and technology to achieve steady growth and sustainability.
- Having a goal that cannot be achieved by either single side of the coordinated research project.
- Nurturing of researchers able to play a central role in future research exchanges with the counterpart country.
- Sustained development of research exchanges with the counterpart country initiated by this activity.

5) Activities of Collaboration

The proposed coordinated research plan shall have significant activities of collaboration, such as exchange of researchers, joint discussion meetings or workshops to ensure that best synergy effect can be expected from the collaboration.

V-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be notified to the applicants around April 2011.

## **VI. Responsibilities of Research Leaders after Proposals are Approved**

After the proposal has been approved, research team leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the coordinated research and utilizing supported expenses.

### **VI-1. Annual Progress Report (Only for Japanese Team Leader)**

At the end of each fiscal year, the Team leader shall promptly submit a progress report on the status of research, and the institution with which the Group leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

### **VI-2. Final Report**

After completion of the period of Coordinated Research Project, team leaders shall promptly submit to JST a final report, in addition to a financial report, on the research activities. The report shall include a general summary compiled jointly by both of the Japanese and the EU research groups, which EU researchers are requested to submit to EC DG RTD.

If papers describing results of research are presented to academic journals, societies and so on, please attach copies of such papers to the final report.

### **VI-3. Additional Instructions for Japanese Applicants**

Japanese research team leader and their affiliated institutions shall observe the attached additional Japanese instruction papers when carrying out the coordinated research and utilizing supported expenses.

Japanese applicants should contact the following for further information:

 Masashi Hara and Takayuki Hasegawa Department of International Affairs Japan Science and Technology Agency Tel. +81(0)3-5214-7375      Fax +81(0)3-5214-7379
--



以下は募集要項の日本語訳です。

日本側研究者の注意事項について

添付資料2も必ずご覧ください

## 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）

日本（JST）－EU（EC DG RTD）共同研究

「超伝導」

提案募集（提出期限：2010年11月17日（水）午後4時）

### I. 概要

#### I-1. 日本－EU 研究協力の共同支援の新しい枠組み

科学技術振興機構(JST)と欧州委員会研究総局(EC DG RTD)は書簡交換に基づき、日本－EU の共同研究課題を共同で支援する新しい枠組みを創設することに合意しました。JST と EC DG RTD の協議の結果、共同支援を行う研究領域として「超伝導」領域が選定されました。

#### I-2. プログラムの目的と研究領域

超伝導の基本的メカニズムについては多くの材料でまだ議論がなされているところであり、その基礎的理解を深める研究が必要とされています。さらに、近年のMgB<sub>2</sub>やいくつかの鉄系超伝導物質を含む新奇な超伝導材料の発見により、例えば見込まれるエネルギー効率の向上といった、社会経済的な利点をもった応用の可能性を探ることが喫緊の課題となっております。

今回、新奇超伝導材料の合成、構造/物理的解析、メカニズム、実験検証を伴う理論モデル等の基本的特性についての課題を募集いたします。若手研究者の参加も推奨いたします。本募集は日本およびEUの研究機関からの対等な共同提案が対象です。日本-EU間の協力を確実なものとするため、提案計画においては両者間で統合、調整された研究活動が適切に含まれていることが重要です。日本-EU間で緊密な協力が確立されることが必須ですので、そのような活動が含まれない提案は不相当と見なされます。

各採択課題は3年間支援されます。

#### I-3. 用語の定義

本要項での用語を以下のとおり定義します。

共同研究課題： 日本とEU のチームで構成される共同研究プロジェクト。

チーム： 日本/EU の研究者により構成されるチームで、その下に複数の研究グループを置くこともできます。



提案された日本－EU共同研究計画のために必要な費用を支援します。

#### II-3-1. 日本側グループと JST との契約(日本側応募者のみ)

支援の実施にあたり、JST は大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。委託研究契約は共同研究期間内で年度毎に締結します。

契約締結にあたっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きをグループリーダーの所属する大学等で実施していただくことを前提にしていますので、グループリーダーの方は大学等の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

(参考:EC と EU 側機関の間でも、別途委託研究契約が締結されます)

#### II-3-2. 研究チーム間の契約

具体的な共同研究を実施する際に共同研究契約等が必要になります。日本とEUの大学等間で契約をしていただきます。効果的な共同研究が実施されるために、相手の研究者や研究機関との間で知的所有権について充分話し合っておくことを、強く推奨します。この話し合いでの合意事項があれば、申請用紙に記述してください。

#### II-3-3. 支出費目

共同研究課題について以下の必要費用を支援します。

- ・ 物品費
- ・ 旅費
- ・ 人件費・謝金
- ・ その他共同研究課題のために必要な費用(間接経費含む)

予算費目の執行においては応募者の国(地域)の規則に従ってください。

### III. 申請

日本とEUの応募者は共通の申請書を作成し、共同研究の提案をしてください。JST と EC DG RTD の双方に、双方の研究チームリーダーから並行して提出してください。提案は英語で共通のものを作成してください。日本側応募者は日本語版も作成してください。

III-1. 共同研究課題に関わる研究者は JST と EC DG RTD に申請書を提出してください。後述の必要項目を踏まえて 10 ページ程度の研究計画概要と、研究グループ毎に 1~2 ページ程度の研究概要を作成してください。また、研究チームリーダーの経歴および共同研究課題に関連する直近5年間の論文リスト、予算計画を作成してください。申請書は JST と EC DG RTD が設置した専門家による選考委員会で共同審査されます。



JSTとEC DG RTDで別々に選任された専門家から構成する選考委員会でそれぞれに事前提案書が評価されます。書類審査により提案に対して順位付けがなされた上で、日本側のみ、一部の提案について面接審査(2011年1月24日、25日 東京(予定))を実施します。この評価結果を元に、JSTとEC DG RTDは採択された共同研究提案への支援について共同で決定を行います。

日本とEUの共同選考委員会は提案書の募集締切後に設置されます。

## V-2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

### 1) 制度の趣旨および対象分野への適合性

提案内容は制度の趣旨および対象分野に合致したものであり、且つ当該研究の基盤が整備されていること。

### 2) 研究代表者の適格性

研究代表者は提案課題を推進する上で十分な洞察力または経験を有しており、当該事業での支援期間中に継続して共同研究を円滑に推進できること。

### 3) 計画の妥当性

計画は適切な共同研究実施体制、実施規模であること。

### 4) 共同研究の有効性

相手国との活発な共同研究が行われ、さらに当該共同研究によって以下の何れもが期待できること。

- 当該分野の新しい知の創造による画期的な科学技術の進展または新分野の開拓
- 長期に亘る成長と持続性を実現するための科学技術に対する強いインパクトを有すること
- 一方の国側だけでは目的を達成できない共同研究成果
- 相手国との研究において中心的役割を果たし得る研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手国との研究の持続的な発展

### 5) 研究交流の活動性

提案される共同研究計画は研究者の交流や共同会議・ワークショップ等、協力から最大の相乗効果が期待できる意義のある計画(またはもの)であること。

## V-3. 選定の通知

支援プロジェクトの最終決定は2011年4月頃に応募者に通知する予定です。

## VI. 提案採択後の研究代表者の責務

提案が採択された後、研究チームリーダーと研究者の所属する研究機関は共同研究の実施や支援費の使用にあたり、以下を遵守してください。

### VI-1. 年度報告(日本側チームリーダーのみ)

チームリーダーは毎年度終了後、速やかに研究の進捗状況報告を、また、グループリーダーが所属する大学等は支援費の経理報告をJSTに提出してください。

### VI-2. 終了報告

研究代表者は共同研究期間が終了した時に期間内に実施した共同研究の終了報告および経理報告を速やかに提出していただきます(日本側はJSTへ、EU側はEC DG RTDへ)。

この終了報告には、日本側研究者とEU側研究者が共同で作成した全体概要を含めてください。

なお、共同研究の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。

### VI-3. 日本側研究者への注意事項

添付資料2をご参照ください。

日本側応募者からのお問い合わせは、以下をお願いします。



波羅(ハラ)、長谷川(ハセガワ)

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379

jointeu@jst.go.jp

EU側応募者からのお問合せは、以下をお願いします。

**Call information:**

CORDIS call page and work programme <http://cordis.europa.eu/fp7/dc/index.cfm>  
Evaluation forms

**General sources of help:**

The Commission's FP7 Enquiry service <http://ec.europa.eu/research/enquiries>

National Contact Points <https://cordis.europa.eu/fp7/ncp.htm>

National Contact Points in third countries [https://cordis.europa.eu/fp7/third-countries\\_en.html](https://cordis.europa.eu/fp7/third-countries_en.html)

**Contact person:**

**Erno Vandeweert**

([erno.vandeweert@ec.europa.eu](mailto:erno.vandeweert@ec.europa.eu))

**Specialised and technical assistance:**

CORDIS help desk [https://cordis.europa.eu/guidance/helpdesk/home\\_en.html](https://cordis.europa.eu/guidance/helpdesk/home_en.html)

EPSS Help desk [support@epss-fp7.org](mailto:support@epss-fp7.org)

IPR help desk <https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/>

FY2010

Strategic Japanese-EU Coordinated Research Program

Research Field

<u>“Superconductivity”</u>
----------------------------

Title of Coordinated Research Project

--

Japanese Research Team Leader

Name (F)_____ (S)_____
Organization_____
Division/Department_____ Title_____
Address_____
Tel_____ Fax_____
E-Mail_____

EU Research Team Leader

Name (F)_____ (S)_____
Organization_____
Division/Department_____ Title_____
Address_____
Tel_____ Fax_____
E-Mail_____

Proposed Period of Coordinated Research Project

/ / ~ / / (d/m/y)( Years & Months)
------------------------------------

Japanese Research Team Leader's Information

(CV and a list of publications in the last 5 years, specifying publications relevant to the project)

EU Research Team Leader's Information

(CV and a list of publications in the last 5 years, specifying publications relevant to the project)

## Researchers in Japanese Research Team

Name	Organization, Division	Title	Degree	Specialty
(Leader)				
(Researchers)				

## Researchers in EU Research Team

Name	Organization, Division	Title	Degree	Specialty
(Principal Investigator)				
(Researchers)				

Descriptions of Coordinated Research Project plan – **maximum 10 pages**

(Note: please refer to the article III-2 of the guideline)

Summary of each project as defined by the individual groups  
**1 to 2 pages per each group**

Budget plan

Japanese-budget plan (JP Yen)

1<sup>st</sup> year (FY2011, Total)

2<sup>nd</sup> year (FY2012, Total)

3<sup>rd</sup> year (FY2013, Total)

4<sup>th</sup> year (FY2014, Total)

Total

EU-budget plan (€)

1<sup>st</sup> year (FY2011, Total)

2<sup>nd</sup> year (FY2012, Total)

3<sup>rd</sup> year (FY2013, Total)

4<sup>th</sup> year (FY2014, Total)

Total

FY2010

戦略的国際科学技術協力事業(共同研究型)  
日本(JST)－EU(EC DG RTD)共同研究 研究提案書

共同研究領域

“超伝導”
-------

共同研究課題名

--

日本側研究代表者

氏名 (ふりがな) __ (姓) _____ (名) _____ (漢字) _____
所属機関名 _____
所属部署 _____ 役職名 _____
連絡先住所 _____
電話番号 _____ F A X 番号 _____
E-Mailアドレス _____

EU 側研究代表者

氏名 (ローマ字) __ (姓) _____ (名) _____
所属機関名 _____
所属部署 _____ 役職名 _____
連絡先住所 _____
電話番号 _____ F A X 番号 _____
E-Mailアドレス _____

研究期間

/ / ~ / / (年/月/日) ( 年 ヶ月)
---------------------------

日本側研究代表者情報

(略歴および過去5年間発表された論文リスト、本研究提案と関係あるものを記載)

EU 側研究代表者情報

(略歴および過去5年間発表された論文リスト、本研究提案と関係あるものを記載)

## 日本側チーム研究者一覧

氏名	所属	役職名	最終学位	専門分野
(研究代表者)				
(共同研究者)				

## EU側チーム研究者一覧

氏名	所属	役職名	最終学位	専門分野
(研究代表者)				
(共同研究者)				

**共同研究計画 - 10 ページまで**

(注:公募要領の III-2 をご参照の上記入してください)

各研究グループの研究概要  
(1グループにつき1～2ページを記述してください)

予算計画概略

日本側予算計画(円)

第1年度(平成 23 年度)総額:

第2年度(平成 24 年度)総額:

第3年度(平成 25 年度)総額:

第4年度(平成 26 年度)総額:

日本側チーム総額:

EU 側予算計画(ユーロ)

第1年度(平成 23 年度)総額:

第2年度(平成 24 年度)総額:

第3年度(平成 25 年度)総額:

第4年度(平成 26 年度)総額:

EU 側チーム総額:

## I 応募に際しての注意事項

### 1. 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

○ 研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜機構のホームページにおいて公開します。

○ 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)・政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース(※1)に、各種の情報を提供することがあります。

(※1)国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

### 2. 不合理な重複および過度の集中

○ 不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(または採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

#### 「不合理な重複」および「過度の集中」について

- ア 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
  1. 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  2. 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
  3. 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  4. その他これらに準ずる場合
- イ 「過度の集中」とは、同一の研究者または研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
  1. 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
  2. 当該研究課題に配分されるエフォート(※2)に比べ、過大な研究費が配分されている場合
  3. 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
  4. その他これらに準ずる場合

(「競争的研究資金の不合理な重複および過度の集中の排除等に関する指針」(平成17年9月9日 競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせより))

○ 科学研究費補助金など、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)(※2)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、または研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消しまたは研究費が減額配分となる場合があります。

#### (※2)エフォート(研究充当率)について

総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○ 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨などから、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本事業での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、本募集のお問合せ先まで速やかに連絡して下さい。

### 3. 研究費の不正な使用等に関する措置

○ 本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給するなど、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者等を含む)は、一定期間、本事業への応募および新たな参加が制限されます。

○ 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度(下記※3)、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。

○ 本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(下記※3)において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- ・単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない。
- ・本事業による業務以外の用途への使用がない場合、2 年間
- ・本事業による業務以外の用途への使用がある場合、2～5 年間とし、程度に応じて個別に判断される。

・提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間。

#### 4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

○ 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照下さい。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)

○ 本事業の契約にあたり、各研究機関(※4)では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、およびその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に報告書が提出されていることが必要です。(実施状況報告書の提出がない場合の研究実施は認められません。)

#### 【URL】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/1284645.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm)

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究倫理・監査室より文書にてお知らせいたします。

ただし、平成22年4月以降、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、今回新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における研究機関番号、および提出日を申請書に記載してください。

また、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいは独立行政法人科学技術振興機構からの周知等に十分ご留意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

(※4) 研究代表者(日本側チームリーダー)が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者(グループリーダー)が所属する研究機関も対象となります。

## 5. 研究活動の不正行為に対する措置

○ 研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用など)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照下さい。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

○ 本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。

- ・ 不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者および当該不正行為に関与したと認定された者:  
→不正が認定された年度の翌年から2～10年
- ・ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者:  
→不正が認定された年度の翌年から1～3年

○ 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度(※3)、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募および新たな参加の資格が制限されます。

○ 本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(※3)において申請および参加が制限される場合があります。

(※3)他の具体的な対象制度は、次の通りです。

<文部科学省関連の競争的資金制度>

- 戦略的創造研究推進事業
- 社会技術研究開発事業(公募型研究)
- 地球規模課題対応国際科学技術協力事業
- 戦略的国際科学技術協力推進事業(共同研究型)
- 研究成果最適展開支援事業(A-STEP)
- 先端的低炭素化技術開発
- 産学イノベーション加速事業
- 科学研究費補助金

- 科学技術振興調整費
- 大学院教育改革推進事業(うちグローバル COE プログラム)
- 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)
- キーテクノロジー研究開発の推進
- 地球観測システム構築推進プラン
- 原子力システム研究開発事業
- 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究の推進事業～近未来の課題解決を  
指した実証的社会科学研究推進事業～
- 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業
- 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
- 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
- ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
- 宇宙利用促進調整委託費
- 食品健康影響評価技術研究(内閣府)
- 戦略的情報通信研究開発推進制度(総務省)
- 地球温暖化対策 ICT イノベーション推進事業(総務省)
- 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援(総務省)
- 民間基盤技術研究促進制度(総務省)
- 消防防災科学技術研究推進制度(総務省)
- 厚生労働科学研究費補助金(厚生労働省)
- 保健医療分野における基礎研究推進事業(厚生労働省)
- 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業(農林水産省)
- イノベーション創出基礎的研究推進事業(農林水産省)
- 産業技術研究助成事業(経済産業省)
- 大学発事業創出実用化研究開発事業(経済産業省)
- 石油・天然ガス開発・利用促進型事業(経済産業省)
- 地域イノベーション創出研究開発事業(経済産業省)
- 省エネルギー革新技术開発事業(経済産業省)
- 運輸分野における基礎的研究推進制度(国土交通省)
- 建設技術研究開発助成制度(国土交通省)
- 循環型社会形成推進科学研究費補助金(環境省)
- 地球温暖化対策技術開発事業(環境省)
- 環境研究総合推進費(環境省)

その他、平成22年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱および対象制度が変更になった場合は、適宜文部科学省および JST のホームページ等でお知らせします。

## 6. その他

○ ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守して下さい。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行って下さい。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意下さい。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 173 号)
- ・ ヒトES細胞の樹立および使用に関する指針(平成 13 年文部科学省告示第 155 号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 (平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について (平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成 16 年厚生労働省告示第 459 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

#### ○ 安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度および国際ルールを十分に遵守してください。

#### 【参考】

「経済産業省」ホームページ

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

(抜粋)

「近年、我が国の重要な先端技術情報が海外へ不用意に流出し我が国の産業競争力等に影響を及ぼしているとの指摘や報道等が数多く見受けられます。他方、安全保障貿易管理の観点からも、不注意な技術の漏えいにより、大量破壊兵器等の開発、製造または使用に係る技術が懸念国やテロリストに渡れば、我が国や国際社会の平和および安全の維持に多大な影響を及ぼしかねないため、安全保障上の機微な技術を保有する者には、慎重な対応が

求められます。」(同URLに掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス(平成20年1月)」より抜粋)

○ 相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令にも従ってください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、あらかじめ十分な確認をお願いします。

生物遺伝資源へのアクセス、および生物多様性条約の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

**【参考】**

「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<https://www.mabs.jp/index.html>

“Convention on Biological Diversity”ホームページ

<https://www.cbd.int/>

○ 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究または調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行って下さい。

○ 上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消しまたは研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

## II JST 事業における重複応募について

1) 今回の研究提案募集に対して、研究代表者は今回対象とする全研究領域を通じて、研究提案の応募を1件のみ行うことができます。

2) 今回の本事業への応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究テーマの内容如何により、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。(平成21年度以前に採択された研究課題等で当該研究期間等が、平成22年度内に終了する場合を除きます。)

以上